

奈良県公報

目次

ページ

〇自衛官募集(市町村課)	一	〇右同	四
〇奈良県青少年の健全育成に関する条例に基づく青少年に有害な図書類の指定(青少年課)	二	〇右同	四
〇土地改良事業の施行同意(耕地課)	二	〇大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に関する公告(中小企業課)	四
〇右同	二	〈人事委員会規則〉	五
〇都市計画事業の事業計画の変更認可(下水道課)	三	〇初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	五
〇道路の位置指定(建築課)	三	〈正誤〉	五
〇特定非営利活動法人の設立の認証	三	〇平成十七年一月十八日付け奈良県公報第千六百三十六号正誤表(道路建設課)	五

告示

奈良県告示第五百三号

平成十六年度第四次募集期の二等陸士、二等海士及び二等空士の募集要領は、次のとおりである。

平成十七年一月二十八日

奈良県知事 柿本善也

一 応募資格

採用予定月の一日現在で満十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する男子

二 募集期間

平成十七年一月一日から同年三月三十一日まで

三 試験時期

受付時に自衛隊奈良地方連絡部長の指定した日

四 試験場の名称及び所在地

航空自衛隊幹部候補生学校
奈良市法華寺町一五七八

五 試験種目

筆記試験、口述試験、適性検査及び身体検査

六 採用時期

自衛隊奈良地方連絡部長の指定した日

七 志願票用紙の交付場所及び志願票の提出先

住所地为管轄する市町村役場及び八の1から5までの場所

八 連絡先の名称及び所在地

1 自衛隊奈良地方連絡部

奈良市高畑町五五二 奈良第二地方合同庁舎内
電話(〇七四二一三三七〇〇一)

2 自衛隊奈良地方連絡部奈良募集案内所

奈良市高天市町一一 高天飯田ビル二階
電話(〇七四二一三三七〇〇一)

3 自衛隊奈良地方連絡部天理募集案内所

天理市川原城町七九六 海老山ビル四階
電話(〇七四三一一六三一二五四〇)

4 自衛隊奈良地方連絡部橿原募集案内所

橿原市久米町六六一 大和開発ビル二階
電話(〇七四四一二七一九六〇〇)

5 自衛隊奈良地方連絡部五條募集案内所

五條市今井五丁目一番一二号 サンタウン二階

電話(〇七四七二二一三七八九)

奈良県告示第五百四号

奈良県青少年の健全育成に関する条例(昭和五十一年十二月奈良県条例第十三号)第二十一条第一項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定する。
平成十七年一月二十八日

奈良県知事 柿本善也

指定番号	図書類の種類	図書類の名称	発行年月日	発行所等	指定理由
一	雑誌	スコラ NO. 481	平成十七年二月一日	株式会社スコラマ ガジン	青少年の性的感情を刺激し、青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
二	雑誌	裏モノJAP AN 2月号	平成十七年二月一日	鉄人社	同上
三	雑誌	COMICバズーカ ヴィーナスNO. 28	平成十七年二月一日	辰巳出版株式会社	同上
四	雑誌	コミックアクト ア 2月号	平成十七年二月一日	株式会社オークラ 出版	同上
五	DVD付雑誌	DVD DE LUX 02	平成十七年一月八日	株式会社MCプレス	同上

六	DVD付雑誌	ネットボンバ vol. 1	平成十六年十二月二十五日	株式会社桃園書房
七	CD-ROM付雑誌	ウィンドウズROM! 1月号	平成十六年十二月十八日	株式会社MCプレス

奈良県告示第五百五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十七年一月二十日次の表の上欄の者から協議のあった土地改良事業の施行を同意した。
平成十七年一月二十八日

奈良県知事 柿本善也

協議者	事業名	地区名
平群町長 中筋 弘	水と農地活用促進事業(用排水路整備)	久安寺地区

奈良県告示第五百六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十七年一月二十日次の表の上欄の者から協議のあった土地改良事業の施行を同意した。
平成十七年一月二十八日

奈良県知事 柿本善也

協議者	事業名	地区名

広陵町長 平岡 仁	水と農地活用促進事業（農道整備） （ ）	齊音寺地区
広陵町長 平岡 仁	水と農地活用促進事業（農道整備） （ ）	南郷2地区

奈良県告示第五百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。
平成十七年一月二十八日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 施行者の名称
五條市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
大和都市計画下水道事業五條市流域関連公共下水道
- 三 事業施行期間
変更後の事業施行期間 昭和六十年十月八日から平成二十二年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
なし
 - 2 使用の部分
 - (一) 昭和六十年十月奈良県告示第四百十八号、平成二年二月奈良県告示第五百四十一号、平成七年二月奈良県告示第四百四十一号及び平成十三年三月奈良県告示第五百四十八号の事業地に五條市大字大沢町、木ノ原町、中之町、釜窪町及び畑田町地内の一部を加える。
 - (二) 平成七年二月奈良県告示第四百四十一号の野原町を野原西一丁目、野原西二丁目、野原西四丁目、野原西五丁目、野原西六丁目に変更する。

奈良県告示第五百八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県桜井土木事務所長から報告があった。
平成十七年一月二十八日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 指定の場所（平成十七年一月十三日現在の地番による。）
磯城郡田原本町二九九番地ノ三の一部
- 二 申請者氏名 株式会社橋和 代表取締役 伊藤賢二
- 三 申請者住所 大阪市福島区福島六丁目一〇番一―号
- 四 道路の幅員 六・〇メートル
- 五 道路の延長 三一・四九メートル
- 六 指定年月日 平成十七年一月十三日
- 七 指定番号 桜土第一六〇五号

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。
平成十七年一月二十八日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 申請のあった年月日
平成十六年十二月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人大和社中
- 三 代表者の氏名
山本陽一
- 四 主たる事務所の所在地
五條市新町一丁目六番二号

五 定款に記載された目的

この法人は、長い歴史を持つ我がふるさと五條で失われつつある、まちの歴史・文化・空間資源等の価値を見直し、これらの保全・活用を図るためのまちづくりに関する諸事業等を実現することによって、個性豊かで情緒あふれるまちを実現し、住所相互のコミュニケーションをはかり、もって住民が健全で安心できるまちづくりを目指し、まちの活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十七年一月二十八日

奈良県知事 柿本善也

一 申請のあった年月日

平成十七年一月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人なら学園前スポーツクラブ

三 代表者の氏名

天野秀治

四 主たる事務所の所在地

奈良市富雄泉ヶ丘八番二二号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の人々に対して、剣道及び、室内スポーツ等を通じスポーツや文化の普及、育成に関する事業を行い、心身を鍛錬し、礼儀を重んじ、体力の向上と社会的態度の養成を支援するとともに、地域スポーツ文化の発展と、地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境

部県民生活課において縦覧に供します。

平成十七年一月二十八日

奈良県知事 柿本善也

一 申請のあった年月日

平成十七年一月六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人グリーンピープル

三 代表者の氏名

吉村貞廣

四 主たる事務所の所在地

香芝市上中七七番地

五 定款に記載された目的

この法人は、香芝市民を受益対象者として、市民および行政ならびに企業が互いに手と手をとって交流し、学びあい、刺激し合いながらパートナーシップを構築する事が豊かな市民社会の創造と実現につながると考えて、生活・文化・経済に関する調査研究をし、企画立案、実施および情報の受発信等の事業を行い、協働型のまちづくりを目指して、持続可能な市民社会の実現に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により奈良市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成十七年一月二十八日

奈良県知事 柿本善也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 奈良古市ファッションモール

所在地 奈良市出屋敷町一九八番一他

二 奈良市から聴取した意見の概要

1 「奈良県青少年の健全育成に関する条例」を遵守すること。

2 青少年の健全育成活動を行っている都南中学校区の少年指導協議会に対し、誠意をもって説明と協議を行い、その理解を得ること。

3 店舗内や駐車場、その周辺地域が青少年のたまり場や非行の温床とならないよう

貴社内において保安体制を整え、当該地域の安全及び環境の浄化に努めること。

4 少年指導センター及び当該少年指導協議会等の指導活動並びに環境浄化活動に積極的に協力願いたい。

5 騒音等の公害防止対策については、周辺住民に十分配慮し、万全を期すこと。また、敷地の境界線において規制基準値を遵守するように努め、もし騒音等の苦情が発生した場合は、誠意をもって最大限対応すること。

6 事業活動に伴い排出される産業廃棄物の排出抑制に努めるとともに、その減量化及び再生利用を積極的に行うこと。

7 事業活動に伴い排出する産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すること。

8 交通安全対策、交通渋滞緩和対策を講ずること。

9 駐車・駐輪施設を充実させること。

10 廃棄物の処理にあたっては、適正な分別排出を行い、再生資源物については、できる限り廃棄物の減量及び適正排出に努めること。また、店内にお客が分別できる可燃・不燃・再生資源のゴミ箱を設置すること。

11 周辺住民等と問題が生じないように関係自治会等に対し、事業の内容の周知を図ると共に、工事施工等については事前協議により十分協議を行って下さい。また、地元協議で問題が生じた場合は、事業主側で責任をもって対応して下さい。

12 建物の意匠・形態及び色彩については、周辺の景観に調和するよう十分な配慮を行うこと。

13 当該地は、奈良市屋外広告物条例禁止区域であるため、同条例の許可基準及び適用除外規定を遵守すること。

三 縦覧場所

奈良県商工労働部中小企業課

四 縦覧期間

平成十七年一月二十八日から同年二月二十八日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

人事委員会規則

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年一月二十八日

奈良県人事委員会委員長 豊澤安男

奈良県人事委員会規則第八号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「又は他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体又はこれらに準ずる法人として人事委員会が定めるもの（以下この項において「法人」という。）」に、

「又は他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体又は法人」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

正誤

平成十七年一月十八日付け奈良県公報第千六百三十六号正誤表

七		誤	正
下	上	行	段
十二	十八	次 の条件を満 たす	次 （オを除く。） の条件を満 たす
(一)の(4)に掲げる	(一)の(4)に掲げる	(一)の(4)に掲げる	(一)の(4)（オを除く。）に掲げる
(一)の(4)に掲げる	(一)の(4)に掲げる	(一)の(4)（オを除く。）に掲げる	(一)の(4)（オを除く。）に掲げる

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三二代

本誌は再生紙を使用しています。

